

令和5年度『八頭町生活応援商品券』事業実施要綱

1. 八頭町商品券事業の概要

(1) 内容

新型コロナウイルス感染症の影響により収益の減少が見込まれる町内事業者及びコロナ禍における生活必需品の高騰等の物価・原油価格高騰の影響を受ける町民を支えるため、9月25日時点の全町民へ町内の指定店舗で利用可能な商品券(1人当たり5千円)を発行し、消費喚起及び生活支援を図る。

(2) 実施主体 八頭町商工会(八頭町受託事業)

(3) 商品券の配布対象等について

対象：八頭町指定基準日の全八頭町民

発行額：1人につき1冊5,000円分の商品券

(3) 商品券の配布方法

世帯主宛に郵送。

(4) 商品券利用可能期間

令和5年12月10日(日)～令和6年2月10日(土)

(5) 商品券の額面等について

・商品券1枚の額面は500円とする。

・1冊(10枚綴り)のうち、中小商店・大型店共通券 500円券× 4枚
中小商店等専用券(大型店使用不可) 500円券× 6枚

(6) 商品券使用及び参加可能事業所

- ・本事業に賛同し、原則八頭町内に事業所・店舗を有する事業所。
- ・本事業に賛同し、八頭町内で週1回程度の頻度で食料品や生活雑貨の移動販売事業を営む事業所。(商品券は町内営業時に限り利用できるものとする)
- ・本事業に賛同し、八頭町長が参加を認める事業所。

※事業実態が不明な事業所に対しては聞き取りや書類提出を求める場合があります。

(7) 換金割増率

額面に5%を割増した額を振り込むこととする。(105%)

(8) 参加奨励金

本事業に参加する店舗に対して参加奨励金30,000円を支払う。

(9) 参加店負担金

なし

2. 商品券取扱商品の範囲

次のものには商品券は使えません。

- (1) 換金性の高いもの(商品券・ビール券・図書カード・プリペイドカード・印紙・切手等)
- (2) 「風俗営業の規則及び、業務の適正化等に関する法律」第2条第2項に規定する風俗関連営業に係るもの(パチンコ・麻雀・クラブ・ゲームセンター等)

- (3) その他通信販売商品も対象外とする。
- (4) 税金（固定資産税・住民税・自動車税・自動車取得税・自動車重量税・自賠責保険料等）、公共料金（介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、水道料、下水道利用料等）

3. 参加店での商品券の取扱、決済等について

- (1) 利用金額に関わらず商品券の利用が可能です。
- (2) 消費者から必要額（つり銭が出ないため、端数は現金等で受領する）の「商品券」を受け取る。
裏面に取扱店名を記入（スタンプ可）する。※今回は切り離し無効にはしていない。
- (3) 参加店は消費者から受け取った商品券と商品券換金申込書に必要事項を記入したものを一緒に
商工会が指定する換金日に八頭町商工会船岡会館へ持参する。
- (4) 商品券の換金期限
令和6年2月16日（金）
- (5) 商品券の換金指定日： 以下、表のとおり

月	12月	1月		2月	
換金 指定日	① 18日	② 5日	③ 22日	④ 5日	⑤ 16日
	↓	↓	↓	↓	↓
振込 予定日	12月 25日	1月 12日 29日		2月 13日	2月 26日

(注)換金指定日以外での換金をご希望される方は事前にご連絡ください。

- (6) 代金支払方法は参加店が指定する預金口座に振込むものとする。
換金時一律5%割増した額を振り込みます。
振込指定金融機関：山陰合同銀行・鳥取銀行・鳥取信用金庫 各本支店

4. 商品券受領時の注意点について

商品券の受領時は、つり銭は出さないこと。（換金性のない商品券であるため。）
端数金額は現金等での支払いを厳守すること。

5. 本事業参加店の募集について

募集の期限を**令和5年10月10日(火)必着**とする。
商品券を利用できる店名（事業者名）の一覧表をチラシに掲載するため、期日を厳守して下さい。期日後の申込はチラシへの取扱店の掲載ができません(追加店舗はHP掲載のみとなります)。
【10月10日（火）までに FAX 送付後、後日原本を商工会に提出でも可】

6. お問い合わせ先

八頭町商工会 船岡会館
TEL：0858-72-2113
FAX：0858-73-0054